

『申告相談受付前のセルフチェックシート』

相談前に必ずご自分で確認事項と持ち物のチェックをしてください。
チェックがないと相談の受付ができない場合があります。

1. 【重要】確認事項

- ☐ 営業・農業・不動産所得のある方は、収支内訳書が完成している。
申告相談会場では、収支内訳書の作成指導はできません。
未作成の方は、作成してから会場へお越しください。
- ☐ 医療費控除を申告する方は、医療費の明細書の作成が完了している。
未作成の方は、作成してから会場へお越しください。
「医療費のお知らせ」をお持ちいただく場合は、作成を省略できます。
- ☐ 青色申告、土地・建物、株式などの譲渡所得（国・県・市への売却を除く）、先物取引、仮想通貨、山林所得、住宅ローン控除の1年目、雑損控除・繰越損失の申告、外国税額控除、亡くなった方の申告、過年分の申告、贈与税・消費税の申告は含まれていない（該当する方は、郡山税務署会場で申告受付をしてください）。

2. 持ち物チェック

該当のあるものは□に✓を入れ、資料をまとめておいてください。

①すべての方が必要なもの

●本人申告の場合

- ☐ マイナンバーカード



または

- ☐ 通知カード

+

- ☐ 運転免許証など



●代理人申告の場合

- ☐ 申告者本人のマイナンバーカード
（原本を持ってこれない場合は写し）

または

- ☐ 申告者本人の通知カード
（原本を持ってこれない場合は写し）

- ☐ 委任状（申告者本人の本人確認書類を持ってこれない場合）
- ☐ 代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証）

- ☐ 本人の通帳等（金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの）【還付の際に必要】
- ☐ 税務署からのお知らせハガキ（税務署から送られてきた方のみ）

裏面に続きます。

②収入資料

該当のあるものは□に✓を入れ、資料をまとめておいてください。

☐ 給与所得	☐ 退職所得	【源泉徴収票】
☐ 公的年金等		【日本年金機構・企業年金などの源泉徴収票】
☐ 個人年金		【支払証明書】
☐ 配当所得		【支払通知書・年間取引報告書】
☐ 雑所得		【報酬等の金額が確認できる支払調書（シルバー等）】
☐ 一時所得		【一時所得の金額が確認できる書類（保険の満期等）】
☐ 営業所得	}	【完成した収支内訳書】
☐ 不動産所得		※青色申告は受付できません。
☐ 農業所得		郡山税務署会場で申告してください。
☐ 肉用牛の免税適用をする方		【肉用牛売却証明書】

③控除資料

該当のあるものは□に✓を入れ、資料をまとめておいてください。

☐ 国民年金	【納付証明書（社会保険料控除証明書）】	
☐ 国民健康保険	}	【納付済証明書（社会保険料控除証明書）】
☐ 後期高齢者医療保険		
☐ 介護保険		
☐ 小規模企業共済等掛金	【保険料控除証明書（iDeCo 等）】	
☐ 生命保険	【保険料控除証明書】	
☐ 地震保険		
☐ 寄付金・ふるさと納税	【寄付金控除証明書または領収書】	

●住宅ローン控除（2年目以降の方）※1年目の方は、郡山税務署会場で申告してください。

☐ 住宅ローン控除に関する年末残高証明書
☐ 税務署から送られた住宅借入金等特別控除申告書

●医療費控除

☐ 医療費控除の明細書または医療費通知（医療費のお知らせ）
明細書ができていない場合は作成をお願いします。領収書の提出や提示は不要です。

●障害者控除

☐ 障害者手帳または療育手帳
☐ 障害者控除対象者認定書
障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で要介護認定（要介護Ⅰ以上）を受けている方が障害者控除を追加するのに必要です。

●配偶者（特別）控除、扶養控除

☐ 配偶者及び扶養親族の源泉徴収票など所得金額が確認できる書類
--